

議員提案第 23 号

日本学術会議への人事介入及び任命拒否の撤回を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 2 年 12 月 22 日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡 辺 有 子

五 十 嵐 完 二

風 間 ル ミ 子

飯 塚 孝 子

倉 茂 政 樹

平 あ や 子

加 藤 大 弥

宇 野 耕 哉

細 野 弘 康

小 柳 聡

高 橋 聡 子

青 木 学

竹 内 功

石 附 幸 子

中 山 均

## 日本学術会議への人事介入及び任命拒否の撤回を求める意見書

菅首相は、日本学術会議第 25 期会員任命に際し、同会議から推薦された 105 名の会員候補のうちの 6 名の任命を拒否しました。この件に関し日本学術会議は、任命しない理由の説明と 6 名の速やかな任命を要請し、これを支持する立場で、学会・大学関係だけでも延べ 900 を超えて表明がされています。また、多数の市民団体やマスコミからも任命拒否の不当性を批判する声が上がっています。

首相の人事権を口実とした今回の任命拒否は、戦前に学問の自由を弾圧した反省から、憲法に設けられた学問の自由や、日本学術会議法の、推薦に基づいて任命するとの規定から逸脱しています。従来、政府は、首相の任命権は形式的なものであるとしてきました。内閣がその法解釈を恣意的に変更することは違法であり、国会の権限をも侵すもので認めることはできません。

この間の国会審議等で、菅首相は 6 名の任命拒否の理由を具体的に示すことなく、総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断、バランスや多様性を考慮などと抽象的な物言いを繰り返し、事前の調整がなかったと日本学術会議への責任転嫁まで行いました。それらのこと自体が不当で、説明責任を果たしていません。

日本学術会議の自律性、独立性を保つことは、多様な角度から真理を追求する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせません。

よって、今回の会員人事への介入は、政府による自由な学術研究の統制と異論を排除する社会をつくり出し、政府見解への忖度を国民に迫り、物言えぬ風潮を強めることになる暴挙と言わざるを得ないことから、任命拒否の撤回を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 12 月 22 日

新潟市議会議長  
佐藤 豊美

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣

} 宛て